

由利本荘市東部地域包括支援センター運営業務委託仕様書

本仕様書は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の47の規程に基づき、本業務を受託した事業者（以下「受託者」とする。）が設置する地域包括支援センターの運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

東部地域包括支援センター運営業務委託

2 目的

地域における高齢者の総合相談と包括的支援体制を確立し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

3 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日

4 担当区域

R5.3.3 | 現在

区域	人口	高齢者人口	高齢化率
東 部	13,404	5,192	38.7%
子吉	3,224	952	29.5%
小友石沢	3,038	1,226	40.4%
内越	4,260	1,511	35.5%
東由利	2,882	1,503	52.2%

※本荘地域の担当区域詳細は別紙

5 設置場所

地域の中心地や駅、バスの停留所等の近隣にするなど、利用者の利便性を確保することが望ましい。

6 構造及び設備

東部地域包括支援センターの構造及び設備は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、センターの設置及び設備類に要する経費は受託者が負担するものとし、設備類等に係る契約等についても、市は一切関与しないものとする。

- (1) 業務受託後、4に規定する東部地域内に本事業運営に必要な広さの事務所を設置すること。
- (2) 事務所は、事務室及び相談室を設けること。（その他本事業の遂行に関連して必要なものは、受託者の負担で設けることができる。）

- (3) 事務所の構造については、特別な施設基準はないが、業務を行う上で支障がないよう、各業務を行う場所は一体であることが望ましい。
- (4) 職員数分の事務机及び椅子、施錠可能な書類保管庫のほか、センター専用の固定電話、ファクシミリ、パソコン（セキュリティ機能を確保すること）、プリンター及びシュレッダーを設置すること。
- (5) インターネットに接続できる環境を構築し、センター専用の電子メールアドレスを取得すること。
- (6) 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業に関する利用者管理及び秋田県国民健康保険団体連合会へ給付費等請求事務を行うためのシステム及び必要な回線等を整備すること。
- (7) 「由利本荘市東部地域包括支援センター」の看板を、適切な場所に1つ以上設置し、地域住民へ周知すること。

7 職員配置

地域包括支援センターが行う業務に専ら従事する職員として、次の(1)から(3)に掲げる3職種を各1名以上、計3名以上を配置すること。また、本業務を適切に実施するため、事務職員等を必要に応じて配置することができる。

(1) 保健師その他これに準ずる者

「準ずる者」とは、地域ケア、地域保健等に関する相談業務経験のある看護師。
(ただし、准看護師は除く)

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者

「準ずる者」とは、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者。

(3) 主任介護支援専門員

8 開設時間及び休業日

(1) 開設時間

午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 休業日

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年1月3日まで

(3) 開設時間外の対応

開設時間外においても、緊急時に連絡を取れるよう緊急連絡体制を整え、必要な措置を講じること。

9 運営財源

(1) 包括的支援事業等に係わる委託料

委託料の限度額（人件費と事務事業諸経費の合算額）は年額17,168千円とする。なお消費税及び地方消費税は非課税である。

(2) 指定介護予防支援事業にかかる介護予防サービス計画費（介護報酬）

受託者の報酬とする。指定介護予防支援業務の一部業務委託を行う場合は、指定居宅介護支援事業所へ委託料を払うこととなる。

10 業務内容

業務内容は次に掲げるものとする。なお、本事業の実施にあたっては、由利本荘市地域包括支援センター管理運営規則、由利本荘市地域支援事業実施要綱及び地域包括支援センター運営マニュアル（令和4年4月一般財団法人長寿社会開発センター発行）その他関係法令、通知・通達、市が定める基本方針に伴い実施すること。

(1) 包括的支援事業

①総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）

ア 実態把握

様々な手段を用いて、地域の高齢者の心身状況や環境等についての実態把握を行い、早期対応できるように取り組む。

イ 総合相談業務

高齢者に関する様々な相談に対応し、相談内容に即したサービスや制度等の情報提供や関係機関の紹介等を行う。また、必要に応じて保健福祉サービス等の代行申請等の支援を行うとともに、当該高齢者の実態把握を行う。

ウ ネットワーク構築業務

医療・介護・福祉サービス関係者、町内会、民生委員、老人クラブなど地域の関係機関と日頃から連携しながら支援を実施するとともに、地域の社会資源を把握する。

エ 終結条件

受けた相談事例は「利用者の主訴が解決し、それ以外の大きな問題がない」、「他関係機関につなげ、引継ぎが終了した」、「介護予防支援等他事業に移行した」等の場合は終結として、対応に時間がかかる場合は支援の方向性が決まった時点で、相談記録を作成し、継続支援を実施し、経過記録を作成する。

②権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）

ア 基本姿勢

高齢者が尊厳のある生活を維持し、安心して生活することができるよう、専門的・継続的な視点から権利擁護のために、弁護士や司法書士等司法関係者との連携を図り、必要な支援を行う。

イ 成年後見制度等の活用

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭管理、法律的行為などの支援のため、日常生活自立支援事業や成年後見人制度の活用を図る。また、制度の周知・啓発にも努める。

ウ 老人福祉施設等への措置

判断能力が低下した高齢者を虐待等から保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、高齢者福祉係と連携し支援する。

エ 高齢者虐待への対応

高齢者虐待の疑いのある事例を把握した場合には、「高齢者虐待防止法」や各種マニュアルに基づき、適切な対応を図る。

オ 困難事例への対応

重層的課題がある、支援拒否、現存のサービスでは適切なものがない等の困難事例を把握した場合には、各関係機関等と連携し対応する。

カ 消費者被害の防止

市民相談室や警察署、金融機関などと連携し、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により、被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害回復のための関係機関を紹介する。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）

ア 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の連携を支援する。地域の介護支援専門員が老人クラブ、ボランティアなど介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

イ 地域ケア会議の開催

地域ケア会議は定期開催し、関係機関による多職種での個別事例検討を行い、自立支援・重度化防止に資するマネジメントの支援を行うとともに、対応策を検討する。また、平成30年から実施されている、生活援助の訪問回数の多いケアプランの届出があった場合には、地域ケア会議で検証を行う。なお、ケアプランに福祉用具の利用が位置づけられている場合、利用状況や必要性を確認する。

さらに、介護専門員やサービス事業者の質の向上を図る観点から研修会を実施する。

- ・ 発揮すべき機能～①個別課題の解決 ②地域包括支援ネットワークの構築
③地域課題の発見 ④地域づくり・資源開発 ⑤政策形成
①～③については必ず実施すること
- ・ 構成員～各地域に所在する介護サービス事業者、医療機関の職員及び行政職員などを構成員とし、必要に応じて本人、家族、民生委員、一般住民などを含む
- ・ 開催スケジュール～各地域の実情に応じ定期開催し、年度当初にスケジュールを決定し、構成員に示す

ウ 介護支援専門員に対する支援

介護支援専門員の日常業務の実施に関し、個別の相談、サービス計画書作成にあたっての助言、サービス担当者会議開催支援など専門的見地から支援を行

う。また、介護支援専門員相互の情報交換を行う場を設定するなど、介護支援専門員のネットワーク構築を支援する。

④在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）

地域における医療・介護の円滑な連携のため、市及び県が在宅医療・介護連携推進事業の一環として実施する研修会や会議への参加、地域住民への普及啓発、その他各事業への連携・協力を努める。

⑤生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）

生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく。

⑥認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）

ア 認知症初期集中支援チーム（認知症初期集中支援推進事業）

認知症初期集中支援チーム員として、認知症の人やその家族に対する支援を行う。

イ 認知症地域支援推進員の取組（認知症地域支援・ケア向上事業）

認知症地域支援推進員を配置し、認知症カフェ・チームオレンジの立ち上げや後方支援、医療機関や介護サービス事業者などの支援機関との支援体制の構築、認知症の人やその家族に対する相談支援などを行う。

(2) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（法第115条の46第7項）

包括的支援事業を効果的に実施するため、介護サービスに限らず地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的な資源が有機的に連携することができるよう、その側面的支援の基盤として多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築に取り組むこと。

(3) 指定介護予防支援事業（法第8条の2第16項）（法第115条の22）

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連携調整を行うこと。

(4) 任意事業（法第115条の45第3項）及びその他の業務

①認知症サポーター等養成事業

認知症地域支援推進員の活動とリンクし、認知症サポーター養成講座を積極的に開催し、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターの増員を図る。

②認知症高齢者等見守り事業

総合的事業や包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を活用し、認知症や障がいにより行方不明となる可能性がある方の把握に努めるとともに、事業の周知や事前登録を勧め、行方不明者が発生した場合は、警察との連携により関係機関、協力者へ連絡を行う。関係機関や協力者の発掘に努める。

③成年後見制度利用促進事業

身寄りのない認知症高齢者等の成年後見人制度の利用の促進のため、必要に応じて市長申立てに向けた支援を実施する。

④地域自立生活支援事業（食の自立支援事業）

見守りが必要な方が自立した生活の継続ができるよう、地域のネットワークや社会資源を活用できるような支援を行う。

・食の自立支援事業

栄養改善が必要な方や調理ができない方に、栄養のバランスのとれた食事を届けるとともに、利用者の生活状況・安否確認を行う。

（５）介護予防・日常生活支援総合事業

①介護予防ケアマネジメント業務（法第115条の45第1項第1号ニ）

要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるようケアマネジメントを実施する。

②一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）

・介護予防に対する普及啓発

出前説明会や介護予防教室などにより、介護予防に関する知識の普及啓発などを実施するとともに、地域における住民主体の介護予防活動が行えるよう、動機づけや活動の支援を行う。また、介護予防に資する地域の活動団体や住民運営の憩いの場・地域サロンなどの把握に努めるとともに、地域住民及び関係機関に情報提供し、地域住民の介護予防活動の推進に努める。

1.1 実施状況の報告について

受託者は実施状況についてその結果を文書にて市に報告すること。

1.2 留意事項

（1）秘密の保持・個人情報の取り扱い

受託者は、業務を実施するにあたり関係法令及び条例等を遵守し、個人情報の取り扱いについては適正に取り扱うこと。また、地域包括支援センターの運営上、多くの個人情報を取り扱うことになるため、次に掲げる事項に留意しなければならない。

①本事業の実施にあたり、担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることから、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を得ること。

②受託者は、本事業に関して知り得た個人情報を他人に知らせたり、不当な目的に使用したりしてはならない。また、本事業終了後においても同様の対応としなければならない。

③受託者は、本事業の委託契約が継続されない場合、市から提供を受けた個人情報が含まれる資料については、市へ速やかに返却すること。

(2) 保険について

受託者は、本事業の実施に係る保険等に参加すること。なお、保険料については、受託者が負担するものとする。

※保険等とは、損害賠償保険・傷害保険等の本事業に係る全ての保険をいう。

(3) 苦情の対応

苦情等に対応する体制を整備するとともに、誠実に対応し、再発防止に努めること。また、必要な場合は速やかに市に報告すること。

(4) 公正・中立性の確保

利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類に偏ることがないように、又は特定の介護予防サービス事業者等による介護予防サービス等を利用するよう利用者等を誘導し、若しくは指示することなどにより、特定の介護予防サービス事業所等を有利に扱うことがないように公正・中立性を確保すること。

(5) 事故の処理について

受託者は、委託業務に関し事故等が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じ、その状況を市に報告しなければならない。また、事故による一切の損害及び責任は受託者が負うものとする。

1.3 協議事項

この仕様書に定めない事項については、関係法令に従い、両者の協議により定める。

1.4 担当課

本事業の担当課は下記のとおりとする。

担 当	電 話	FAX
由利本荘市地域包括支援センター	0184-24-6345	0184-24-6299